

2025年3月28日

外務大臣 岩屋 毅 様
内閣府特命担当大臣 三原じゅん子様

国際婦人年連絡会 世話人
前田佳子 城倉純子 渡部由紀子

女性差別撤廃委員会（CEDAW）への外務省通告を撤回することについて

国際婦人年連絡会は、女性の地位向上、ジェンダー平等の実現をめざし、全国組織 33 団体が結集し活動しています。本会は国連経済社会理事会(ECOSOC)への諮問資格を与えられています。

昨年 10 月に 8 年ぶりに女性差別撤廃委員会（以下 CEDAW と記す）による日本報告審査が行われ、総括所見が示されました。2 年以内の回答期限が設けられている勧告を含む、さまざまな分野での勧告と懸念が示されました。日本は女性差別撤廃条約を 1985 年 6 月に批准し、同年 7 月に発効されました。また、日本は CEDAW に何人もの委員を選出してきています。日本政府は毎回報告書を提出し、審査に臨んでこられました。今回の審査冒頭において、条約批准国として CEDAW 勧告に従って、複数の当該国内法を整備してきたことが評価されています。

ところが、突然外務省より、日本の任意拠出金の使途から CEDAW を除外し、今年度に予定されていた同委員の訪日プログラムを中止することが国連に通告されました。勧告の中に皇室典範の改正が含まれていたことが理由とされていますが、既に政府からはこの勧告について日本は従わないことを表明していたにもかかわらず、このような通告が出され、さらには本通告を出すに至った経緯および責任者については何も明らかにされないままです。

上記の任意拠出金から CEDAW には拠出された実績がなかったにもかかわらず、使途から除外することを通告したことは、批准国であるにもかかわらず金銭的な報復を行うという外交上の品位を落とす行為となりました。また、今年度の委員の来日プログラムを中止することは、同委員会と政府が行っている「建設的対話」とその結果である「勧告」について、さらなる理解を深める絶好の機会を一方向的に拒否することとなり、条約批准国がとるべき姿勢ではありません。この通告を出したことは、日本が女性差別撤廃条約をはじめとする人権についてどのような姿勢を持っている国なのかを明らかにし、国益に反するメッセージを世界に示す結果となりました。

日本は長らく「国連女性の地位委員会」（CSW）に政府代表団を送り出し、女性差別撤廃条約に基づく北京会議行動綱領の人権水準を守ろうとの国際的な協働に参画してきました。その長年の努力を踏みにじるこの度の行為は遺憾極まりなく、以下の事柄を強く要望します。

記

任意拠出金の使途から女性差別撤廃委員会を除外し、今年度の委員の訪日プログラムを中止すると国連への外務省通告を、速やかに撤回すること